

領置物件の還付について

領置物件について、関税法第134条第2項の規定により公告する。

なお、公告の日から6月を経過しても返還の請求がないときは、同法第134条第3項の規定により当該物件は国庫に帰属する。

平成30年1月10日

清水税関支署静岡空港出張所長 藤山 敏典

整理番号	品名	数量	領置		所持者		備考
			年月日	場所	住所	氏名	
1	外国製紙巻きタバコ ESSE 外国製紙巻きタバコ KOOL 8MILD 外国製紙巻きタバコ KOOL ESCAPE 日本製紙巻きたばこ MEVIUS パッズ	400本 200本 280本 400本 1点	H29.12.26	清水税関支署 静岡空港出張所	不詳	不詳	

当該物件にお心当たりのある方は、清水税関支署静岡空港出張所 電話0548-29-2400 までご連絡下さい。